



序章  
大阪市環境基本計画とは

## 1 環境基本計画とは

1995（平成7）年4月に施行した「大阪市環境基本条例」は、その理念として「現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を確保すること」を定めています。

環境基本計画は、この理念を実現するため、条例第8条に基づき「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めるものです。

## 2 新たな環境基本計画策定の背景

本市では、大阪市環境基本条例に基づき、1996（平成8）年8月に「大阪市環境基本計画」を策定し、さまざまな環境施策に取り組んできました。この計画は都市環境から自然環境、さらには地球環境までの幅広い範囲を対象としており、本市ではこの計画に基づく各種施策を推進し、これまで環境の改善に一定の成果をあげてきました。しかし、現在、地球温暖化が世界的に大きな問題となっており、我々の生活の基盤である地球環境を守るためには、二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」といいます。）などの温室効果ガスの大幅な排出削減が必要となっています。

また、我々の暮らしに様々な恵みをもたらす生物多様性<sup>\*</sup>への対応も重要なものとなっています。

地球温暖化をはじめとする環境問題はひとつの自治体のみが解決できるものではなく、広域的連携という視点のもとで対策を推進していかなければなりません。

本市では環境施策を取り巻くこのような経過と現在の状況を踏まえたうえで、地域が持つポテンシャルを活かした今後の環境施策の方向性を示す必要があるという認識から、今般「おおさか環境ビジョン」を策定しましたが、今回、環境基本条例の理念の実現をめざし、ビジョンを反映した新たな「大阪市環境基本計画」を策定します。

## 3 計画の位置づけと役割

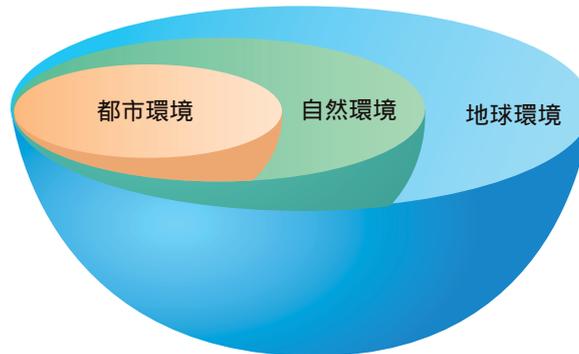
環境基本計画は、環境施策のマスタープランとして位置づけ、関係局が一体となって環境の保全と創造に関する総合的な施策を推進するものです。

また、「大阪市地球温暖化対策実行計画」や「大阪市一般廃棄物処理基本計画」、「大阪市緑の基本計画」などの法令等により定められた計画とともに、「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」、「大阪市水環境計画」などの計画とも連携を図り施策を推進します。



## 4 計画の対象

環境基本計画の対象とする環境の範囲は、都市環境の保全と創造だけでなく、自然環境、地球環境の保全までも含むものとします。



環境の範囲	環境要素
都市環境	公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下、悪臭） 環境影響〔化学物質、電波、日照、風害、光害、都市気象〕 廃棄物、資源・エネルギー、水環境、緑地・公園、環境に配慮した都市施設、 オープンスペース、歴史的文化的遺産、都市景観 等
自然環境	大気、水、土、生物多様性 等
地球環境	地球温暖化、オゾン層保護、酸性雨、熱帯林の保護 等

## 5 計画の期間

計画期間は、2011（平成23）年度から2020（平成32）年度までの10年間とします。

なお、長期的な取組が必要な項目についてはさらに長期の計画期間を設定しています。

また、計画の期間中であっても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うことにしています。





第1章  
環境基本計画のめざすもの

## 第1節 これまでの成果と今後の課題

### 1 これまでの成果

大阪市では、大気環境等の都市環境の改善や快適な環境づくり、地球環境の保全、循環型社会の形成などの課題に対応するため、これまでの環境基本計画において、「快適」「地球環境」「循環」「協働」を基本方針とし、この4つの基本方針ごとに10項目の基本的な施策と5項目の重点的取組を掲げて取組を進めてきました。

こうした取組により、大気環境や水環境の改善とともに、CO<sub>2</sub>排出量やごみ処理量の削減が進むなどの成果が上がっています。

基本方針	基本方針別施策	重点的取組
快適	1 都市環境の保全	(1) 環境負荷の少ないまち
	2 快適な都市環境の創造	(2) 花と緑と水に親しめる快適なまち
地球環境	3 地球環境の保全	(3) 脱温暖化のまち
	4 環境国際交流・協力	
循環	5 エネルギー利用	(4) 持続可能な循環型のまち
	6 資源利用	
	7 廃棄物対策	
協働	8 環境コミュニケーションの推進	(5) すべての主体が参加協力するまち
	9 すべての主体の環境保全行動の展開	
	10 環境配慮の充実	

#### これまでの成果（主なもの）

		年度	1997 (H9)	2002 (H14)	2008 (H20)	2009 (H21)
快適	環境基準適合状況※ <sup>1</sup>					
	自動車排出ガス測定局の二酸化窒素		0/11	3/11	11/11	8/10
	河川・海域でのBOD*及びCOD*		34/47	38/49	44/47	44/47
	大気中のダイオキシン類*		—	11/12	7/7	7/7
	市民一人あたりの都市公園等面積(m <sup>2</sup> )		3.9	4.0	4.1	4.1
地球環境	市域の温室効果ガス総排出量(万トンCO <sub>2</sub> )※ <sup>2</sup>		2,179	2,140	1,952	—
循環	一般廃棄物処理(焼却)量(万トン)		193	164	135	118
協働	環境家計簿参加世帯数(世帯)		—	1,244	2,859	3,045
	なにわエコ会議		2004(平成16)年度に創設			
	市立環境学習センター 累積入館者数(万人)		開設	145	295	322※ <sup>3</sup>

※1：環境基準適合状況は適合局数/有効測定局数または適合地点数/総測定地点数

※2：平成20年度排出量が最新データ、電力のCO<sub>2</sub>排出係数は全国値を用いて計算したもの

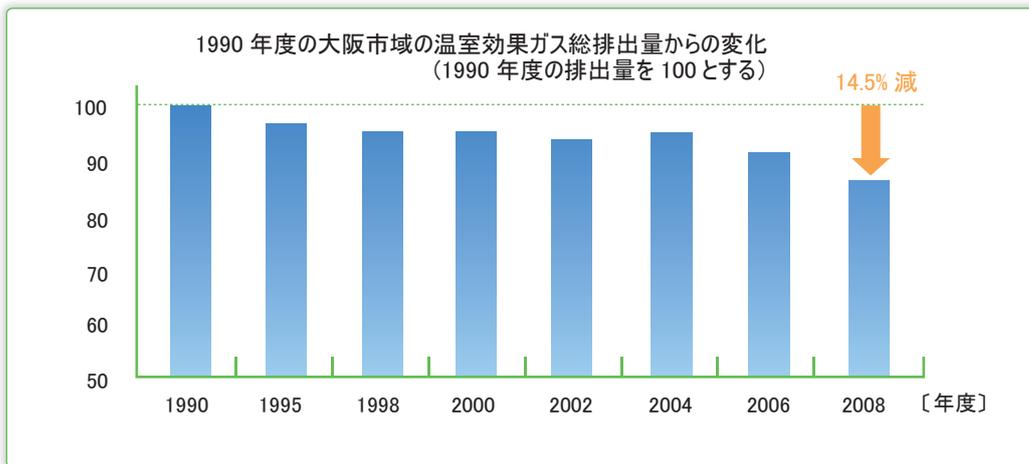
※3：入館者300万人は2009（平成21）年5月に達成



## 2 今後の課題

### (1) 地球温暖化対策

大阪市では、市域における温室効果ガスの排出削減の取組を進めており、2008（平成20）年度の温室効果ガス総排出量は1990（平成2）年度比で14.5%の削減となっています。

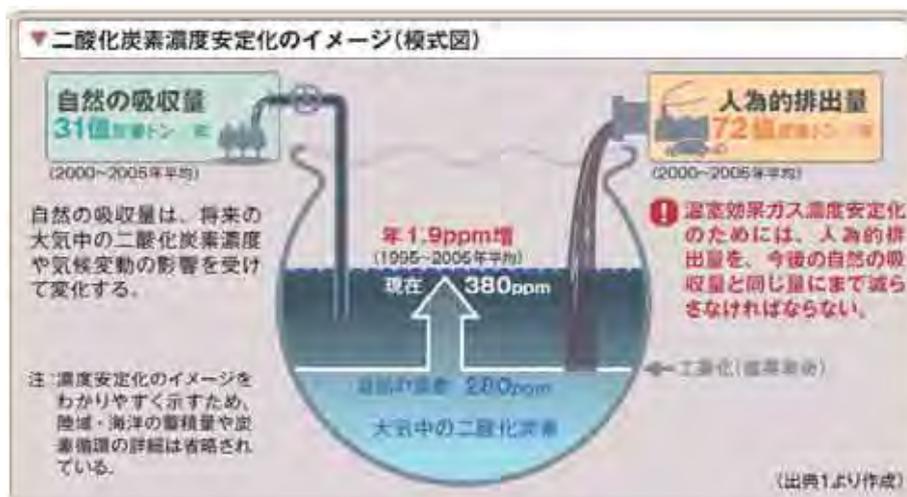


気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、2007（平成19）年に公表した地球温暖化に関する最新の評価報告書において、地球温暖化により21世紀末までに世界平均気温が1.8 から4.0 上昇すると予測しており、これに伴い海面水位もさらに上昇するとしています。

現在、私たちが排出しているCO<sub>2</sub>の量は、自然が吸収できる量のほぼ2倍に達しており、地球温暖化の影響を回避するためには、排出量を現在の半分にまで減らす必要があります。

このような温室効果ガスの排出量が自然の吸収量以内にとどまる社会を「低炭素社会」といい、私たちは人類の生存のためにこの「低炭素社会」を実現する必要があります。

世界全体で温室効果ガス排出量を半減するためには、主要国はもちろん、世界のすべての国々がこの問題に取り組み、段階的に取組を進めていく必要があります、本市としても中長期的な削減目標を設定し取組を推進していく必要があります。



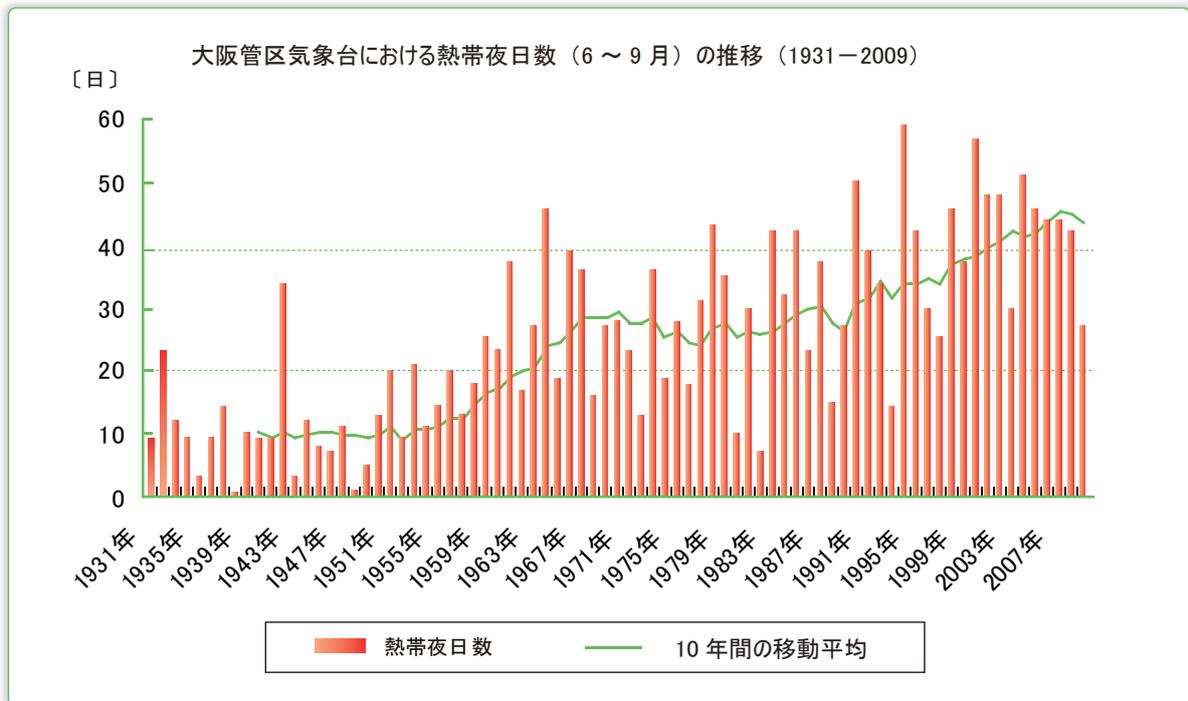
出典：環境省パンフレット「STOP THE 温暖化 2008」

**(2) ヒートアイランド対策**

ヒートアイランド現象とは、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象です。道路や建物の蓄熱や放熱、エアコンや自動車からの排熱などにより気温が上がる作用が増大することや、樹木や水面から水が蒸発するときに熱を吸収し気温が下がる作用が減少することなどが原因と考えられています。

大阪市域では、この100年間に年平均気温が約2℃上昇し、近年では熱帯夜日数が年に40日を越えるなど、快適な環境が著しく阻害されています。特に夏期の気温上昇は、冷房負荷の増加によるエネルギー使用量の増加を招いています。

ヒートアイランド現象は都市化の進展が原因であり、その緩和には長期的な対策の推進が必要です。

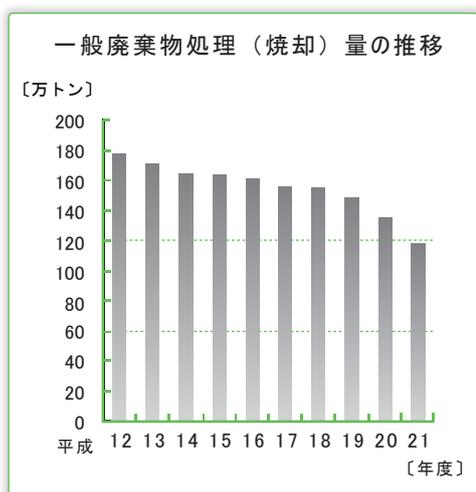


**(3) 廃棄物対策**

2009（平成21）年度に大阪市が焼却処理した一般廃棄物の量は118万トンとなっており、経年的には減少しているものの、依然として多量の廃棄物が発生しています。

ごみ減量・リサイクルは、地球温暖化などの地球規模での環境問題につながっており、対策の推進には、市民・事業者・行政の連携・協働を進めていくことが必要です。

また、産業廃棄物についてもさらなる減量化に取り組む必要があります。





#### (4) 大気汚染対策

大阪市では、窒素酸化物対策等を推進することにより大気環境の改善を進めてきましたが、一部の地域において環境基準を達成できておらず、さらなる取組を進めていく必要があります。また、大気中に浮遊する粒子のうち粒径が2.5マイクロメートル以下の微小粒子状物質（以下「PM2.5」といいます。）についての環境基準が2009（平成21）年9月に設定されており、その取組についても進めていく必要があります。

#### (5) 緑の保全と創造

2006（平成18）年度における市民一人あたりの都市公園等の面積は4.1m<sup>2</sup>、樹木・樹林率<sup>\*</sup>は6.9%となっています。しかしながら、市民にとって安全・安心で快適なまちづくりやヒートアイランド現象の緩和など都市環境の向上に配慮したまちづくりを推進するためには、緑の保全や創造などにおいて更なる取組を進める必要があります。



#### (6) 生物多様性<sup>\*</sup>の保全

私たちは、地球上に存在する様々な生き物がもたらす恵みを享受することにより生存しており、生き物の多様性は人類の存続の基盤となっています。市域のほぼ全域が市街化されている大阪市でも、これまでの調査において多様な生き物が確認されています。今後は、生物多様性の意義や重要性についての市民意識の向上を図り、都市における生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて取組を進める必要があります。

#### (7) その他の環境対策（水質・化学物質・苦情）

市内河川・海域の水質は、工場排水規制の強化や下水道整備等により、かなりの改善が進んでいます。一部の河川では環境基準の達成に至っていません。また、水質の改善にも関わらず、市民の水環境に対する印象は必ずしも良くなっておらず、水質改善に向けた取組とともに、水環境に対する印象の改善に繋がる取組が必要となっています。

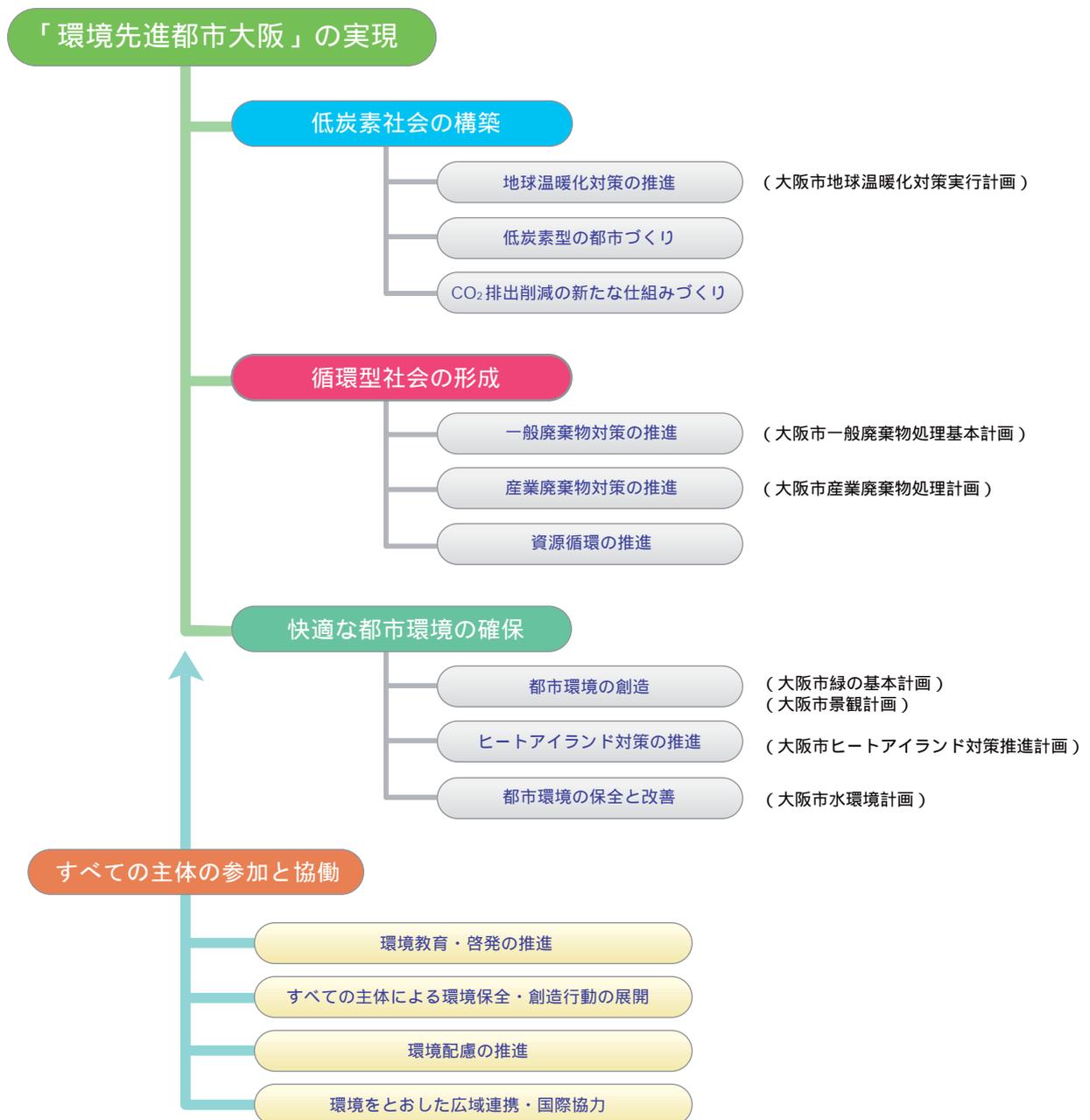
また、多様な用途に用いられる化学物質については、環境への排出を削減するために事業者による化学物質の自主管理を促進するとともに、市民への情報提供や啓発活動等により化学物質に対する理解を深める取組などが重要です。

市民等から寄せられる騒音などの生活環境に関する苦情は近年1,200～1,500件程度あり、迅速な対応により早期解決を図る必要があります。

## 第2節 環境基本計画のめざすもの

環境基本計画は、本市の自然的・社会的条件を踏まえるとともに今後の施策を進めるうえでの課題を考慮し、「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」の3つを今後の環境政策の柱としています。そして「全ての主体の参加と協働」のもとで、周辺都市との広域連携や環境・エネルギー産業の振興などを図りながら施策を進めることで、持続可能な大都市のモデルとなる「環境先進都市大阪」の実現をめざしています。

「環境先進都市大阪」の実現に向けた施策の体系〔（ ）は主な関連計画〕





### 第3節 各主体の役割

環境基本計画がめざす「環境先進都市大阪」を実現するためには、大阪市内で暮らし、働き、学ぶ人も、事業活動を営む人もすべての人々が主体となって、各々の役割に応じた取組を進める必要があります。

#### 大阪市内で暮らす人、働く人、学ぶ人の役割

- 環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルの実践
- 地域の環境保全活動への参加
- 環境問題に関する学習
- 市が実施する施策への協力

#### 大阪市内で事業活動を営む人の役割

- 環境にやさしい企業経営の実践
- 環境に配慮した製品・技術の開発、サービスの提供
- 地域の環境保全活動への参加・協力
- 従業者への教育
- 市が実施する施策への協力

#### NPO・地域団体等の役割

- 地域の環境保全のための活動の実践
- 市民等の行動促進のための環境教育・環境学習や啓発活動の実践
- 多様な社会サービスの提供
- 地域社会の活性化への貢献
- 市が実施する施策への協力

#### 行政の役割

- 市民・事業者に率先した取組の実践
- 市民・事業者等の取組への支援
- 環境に関するわかりやすい情報の発信
- 市民等が環境について学習できる場・機会の提供
- 各主体の行動促進のための協力・連携
- 環境保全施策の総合的な展開





## 第1節 低炭素社会の構築

CO<sub>2</sub>排出の大幅な削減に向けて、建築物などで省エネルギー・省CO<sub>2</sub>技術の導入や再生可能エネルギー<sup>\*</sup>などの活用を促進するとともに、市民生活や事業活動におけるエネルギー消費やごみの排出などへの配慮を進めます。さらに、風・水・緑などの自然資源の活用、環境に配慮した交通体系への改革など都市構造の変革を進め、低炭素社会の構築をめざします。

「森之宮地区」、「うめきた（大阪駅北地区）」、「中之島地区」、「夢洲・咲洲地区」については低炭素型の都市づくりのモデルエリアに位置づけ、「環境先進都市大阪」の未来像を示します。

### 低炭素社会の構築に向けた目標

大阪市域における温室効果ガス総排出量を、2020（平成32）年度までに1990（平成2）年度の排出量から25%以上削減することを中期目標とします。

さらに、2050年度に向けて、市域の温室効果ガス総排出量を1990年度排出量から80%削減することを長期的な目標とします。

## 1 地球温暖化対策の推進

市域の温室効果ガス総排出量の95%以上を占めるCO<sub>2</sub>の排出状況を1990（平成2）年度と2008（平成20）年度で部門別に比較してみると、産業部門（製造業など）では第2次産業から第3次産業への産業構造の転換や省エネルギー対策の進行などにより排出量は減少していますが、家庭部門、業務部門（オフィスや商業施設など）では大きく増加しています。

この原因として、家庭部門においては、家電機器の保有台数の増加や個々の機器の大型化・多機能化による世帯あたりのエネルギー消費量の増加等が、また、オフィス等の業務部門では、新しいビルの建築などによる床面積の増加や、空調や照明負荷のほかOA化の進展によるエネルギー消費量の増加等が考えられます。

また、運輸部門（自動車や鉄道など）の排出量は減少しているとはいえ、総排出量の15%程度を占めており、この部門の対策も重要です。

CO<sub>2</sub>排出量を削減するため、国の施策と連携を図りつつ、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー・省CO<sub>2</sub>対策の推進、環境性能<sup>\*</sup>の高い建築物への誘導、低炭素型交通システム<sup>\*</sup>への変革、廃棄物の減量化などに取り組むことが必要です。



## 施策の方向

### (1) 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用

消費するエネルギーの多くを市外に依存する本市の状況を踏まえ、市域に大量に存在する再生可能エネルギーである太陽光の有効利用と併せて、ごみ処理や下水処理で発生する未利用エネルギーの一層の活用を図ります。

#### 太陽光発電の導入促進

太陽光は再生可能エネルギーの中でも潜在的な利用可能量が多く、これまでも太陽光発電の民間向けの設置補助や公共施設への設置に取り組んできており、今後はメガソーラーの設置のほか、マンションや事業所などへの導入拡大、官民連携のもとでの設置拡大を図ります。

目標：2020（平成32）年度の市域の導入量 15万kW

#### 都市インフラ等の有する未利用エネルギーの活用

ごみ焼却工場や下水処理場、河川、水道施設、地下鉄などの都市インフラ等が有する未利用エネルギーの一層の活用を図ります。特に森之宮地区においては、下水処理場の消化槽に生ごみを投入しバイオガスを発生させる実験をはじめとした取組をとおして、森之宮ごみ焼却工場の廃熱や中浜下水処理場からの消化ガス<sup>\*</sup>を新しいエネルギーとして捉えることとし、エリア全体でエネルギー効率の高い環境に配慮したまちづくりを行うこととします。

また、水道施設においては、これまでも配管内の残圧を利用した小水力発電設備<sup>\*</sup>を導入していますが、今後も費用対効果の高い施設から順に小水力発電設備の導入を図ります。

#### 自然が持つエネルギーの活用

太陽光発電のほか、温度差エネルギー<sup>\*</sup>や大気熱などの自然が持つエネルギーの活用を推進するとともに、新たなエネルギーとして注目されている地中熱<sup>\*</sup>の活用について検討を進めます。

### (2) 省エネルギー対策・省CO<sub>2</sub>対策の推進

エネルギー消費に伴い排出されるCO<sub>2</sub>の排出削減に向け、市・市民・事業者の協働のもと省エネルギー・省CO<sub>2</sub>に向けた取組を進めます。

#### 公共施設における対策の推進

ESCO事業<sup>\*</sup>を推進するほか、公共施設や道路、公園などにLED照明<sup>\*</sup>の導入を図ります。また、公共施設等のLED照明導入方策を策定します。

#### 事業所における対策の推進

CO<sub>2</sub>排出量の定量評価をとおして、大規模事業所における排出削減や、中小事業所における省エネルギー・省CO<sub>2</sub>機器の導入などが促進される仕組みを作ります。また、事業所が削減したCO<sub>2</sub>のクレジット化を支援します。

### 省エネルギー・省CO<sub>2</sub>機器等の普及促進

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づくトップランナー基準<sup>\*</sup>に適合した機器やBEMS<sup>\*</sup>など省エネルギー・省CO<sub>2</sub>につながる技術の普及促進に取り組みます。また、自動車についても次世代自動車<sup>\*</sup>等の普及促進を図ります。

### エネルギー使用量の管理

家庭で環境家計簿を活用して省エネルギーや省CO<sub>2</sub>を進める「なにわエコライフ」や、事業所における環境マネジメントシステムの普及を進めます。

## (3) 建築物の環境配慮の制度化とインセンティブの創設

市域で排出されるCO<sub>2</sub>の多くはオフィスや商業系の建築物に由来することや、今後、多くの建築物の建替えが予想されることから、規制と誘導策・インセンティブなどを組み合わせ、建築物の低炭素化を促進します。

### CASBEE 大阪みらいの創設

建築物の環境配慮を総合的に評価する「CASBEE大阪<sup>\*</sup>」を発展させ「CASBEE大阪みらい」を創設することにより、届出対象を拡大し、新築建築物におけるCO<sub>2</sub>削減・省エネルギー対策の強化・充実や、既存建築物における省エネルギー化の促進を図ります。また、分譲マンションや賃貸オフィスの募集広告に環境性能を表示する制度（ラベリング）を導入し、市場において環境に配慮した建築物が評価される仕組みづくりに取り組みます。

### エコ住宅の普及促進

省エネルギー・省CO<sub>2</sub>に関する基準を満たす戸建てやマンション等の住宅を、新築や改修により供給する計画を認定するとともに、認定された住宅を購入する際にインセンティブを与える制度を創設し、エコ住宅の普及を促進します。また、既存分譲マンションにおける大規模改修等に際して、省エネルギー化等に関する専門家を派遣し、エコ改修を促進します。

### 民間開発による環境配慮の推進

都市再生緊急整備地域<sup>\*</sup>で開発事業を行う民間事業者が、区域外で行う市域の環境改善につながる幅広い取組を貢献要素として評価し、容積率の緩和を認める仕組みなど、民間の創意工夫に基づく環境配慮を促す柔軟な取組スキームの実現を図ります。

### 公共施設における対策と環境未来型建築物のモデルづくり（一部再掲）

「市設建築物設計指針(環境編)」を活用して環境に配慮した市設建築物の整備を推進します。また、公共施設への太陽光発電や地中熱などの再生可能エネルギーの活用のほか、国産木材の活用、LED照明、遮熱・断熱仕様等の環境未来型技術の導入を図ります。新しく建設する城東区役所を「環境未来型建築物のモデル」とします。



#### (4) 交通・物流対策の推進

公共交通機関の整備拡充・利用促進と低炭素型交通システムへの変革をめざした取組を進め、運輸部門からのCO<sub>2</sub>の排出削減を図ります。

##### 公共交通機関の整備拡充・利用促進

大阪外環状線鉄道（おおさか東線）の北区間（2018（平成30）年度完成予定）の整備を促進するとともに、過度な自動車利用の抑制と公共交通の利用促進を図るため、モビリティ・マネジメント\*の推進を図るほか、カーシェアリングやコミュニティサイクルの普及拡大に努めます。

##### 次世代自動車等の普及促進

公害パトロール車などの公用車へのEV（電気自動車）等の導入を率先して進めるとともに、充電スタンドを整備するなど次世代自動車等の普及促進を図ります。また、民間事業者のEV等の導入を促進する仕組みを作ります。

目標：2020（平成32）年度の市域の普及台数 11万台

##### 環境にやさしい自動車利用の推進

駐車時のアイドリングストップ、交通状況に応じた安全な定速走行等、環境にやさしいエコドライブの市民・事業者への普及を推進します。また、低公害車等を用いて物品を配送するグリーン配送を「大阪自動車環境対策推進会議」等の活動をとおして促進します。

##### 荷主・運送事業者等との連携の促進

荷主と運送事業者等との連携により、自家用トラックから営業用トラックへの転換、共同輸配送の推進、物流の情報化の推進等による輸送効率の向上、営業用乗用車の効率的な配車・運行など、自動車利用の合理化を促進します。

##### コンテナ貨物の海上輸送等への転換促進

阪神港を経由するコンテナ貨物に対して、自動車貨物輸送から海上輸送等への転換を促進するとともに、阪神港への集荷を図るため、モーダルシフト補助制度を設けCO<sub>2</sub>削減を図ります。

##### 道路交通の円滑化

自動車交通の円滑化に向けて道路の整備や改良を実施するとともに、官民連携による効果的な駐車対策を推進します。

##### 市営交通における環境対策の推進

市営交通にEVバス導入を検討するほか、太陽光発電やLED照明等を導入したエコモデル駅の設置、地下鉄車両工場のエコ化、環境啓発などに取り組み、利便性と魅力の向上を図ります。

## (5) 低炭素型ライフスタイルの普及

家庭生活やオフィス活動においてエネルギー消費などへの配慮を進めるには、環境への意識の醸成とともに理解と共感を得る必要があることから、環境に配慮したライフスタイルへの変革に向けた取組を社会全体で進めます。

### 環境学習の推進

日常生活や事業活動から排出される CO<sub>2</sub> の削減には、多くの市民や事業者が関心を持ち、正しく理解し、認識を高めることが必要であり、本市の環境学習関連施設などにおける学習・啓発活動の充実や、NPO や各種団体等が実施する環境学習事業などの支援に取り組みます。また、市民や事業者が主体的に環境保全・創造行動に取り組む際のリーダーとなる人材の育成に努めます。

### エコ活動へのインセンティブの創造

市民や事業者が環境活動に取り組むインセンティブとして、エコポイント制度を創設します。また、家庭でのエネルギー使用量やその金額などを「見える化」する機器の導入を進め、省エネルギー・省 CO<sub>2</sub> 行動による光熱費の節約効果を分かりやすく示すほか、行動の成果をエコポイント制度と連動させ、一層の行動促進と啓発を図ります。

### 省エネルギー・省 CO<sub>2</sub> 機器の普及促進

家電量販店等によるトップランナー基準に適合した家電機器等の普及啓発を通じて、市民・事業者の低炭素型ライフスタイルを進める仕組みを作ります。

## (6) 廃棄物減量化の推進

大阪市域における温室効果ガス総排出量のうち、廃棄物の処理に伴い排出される温室効果ガスの量は 4%程度を占めています。廃棄物の減量化は、循環型社会の形成とともに低炭素社会の構築においても重要な課題となっています。

なお、廃棄物減量化の推進に関する取組の方向については、この章の第2節「循環型社会の形成」において記述します。



## 2 低炭素型の都市づくり

高密度に開発が進んだ都市において大幅なCO<sub>2</sub>の排出削減を進めていくため、これまでも実施してきた省エネルギーを中心とする地球温暖化対策の推進のほか、街区レベルで地域に賦存する再生可能・未利用エネルギーの活用や高効率なエネルギー利用、エネルギーの最適利用などを図り、低炭素型の都市づくりを進めます。

### 施策の方向

#### (1) モデルエリアでの取組

「森之宮地区」、「うめきた（大阪駅北地区）」、「中之島地区」、「夢洲・咲洲地区」の4つのエリアを低炭素型都市づくりに向けたモデルエリアとして位置づけ、地域の特性を活かした様々な取組を進めることにより低炭素型の都市づくりのモデルとなる街にします。

#### 森之宮地区（再掲）

森之宮地区は、低炭素社会の実現に向けた最先端のまちづくりをめざすモデル地区として、森之宮ごみ焼却工場の廃熱や中浜下水処理場からの消化ガスを一層活用し、エリア全体でエネルギー効率の高い環境に配慮したまちづくりを行います。

#### うめきた（大阪駅北地区）

うめきた（大阪駅北地区）は1日250万人が乗降する西日本最大のターミナルである立地特性を活かし、水都大阪を象徴する水と多様な緑のネットワークと先進の技術を取り入れ、大阪の顔となる都市環境を創出します。また、地区の中核機能として新たな環境ビジネスが創出されるナレッジ・キャピタル<sup>\*</sup>の実現など、「環境」をテーマとしたまちづくりを進めます。

#### 中之島地区

周囲を川に囲まれた中之島地区では、水・緑等の自然を有する特性を活かし、遊歩道の整備などを進めるとともに、地区内の主な企業により、低炭素化、クールシティなど環境に配慮したまちづくりが進められています。今後も企業と連携し「環境先進都市大阪」のモデルエリアにふさわしい取組を進め、先進的なまちづくりの情報を発信していきます。

#### 夢洲・咲洲地区

夢洲・咲洲地区は、関西の強みであり、さらなる成長が期待される環境・エネルギー産業分野の実践エリアとして、「環境先進都市大阪」のモデルとなるような「グリーン・テクノロジー・アイランド（環境技術島）」の形成をめざし、日本の産業をリードする環境技術や新エネルギー産業の生産施設等の集積を図ります。そのため、夢洲へのメガソーラー設置を契機とした企業誘致を進めるとともに、咲洲で太陽光発電や二次電池<sup>\*</sup>を活用したスマートコミュニティ<sup>\*</sup>実証実験などに取り組みます。

## (2) 水や緑の活用

地球温暖化対策やヒートアイランド対策に資する水、緑などの自然資源を都市構造の中で活用します。

### 緑の拠点と水辺空間の連携の促進

公園や街路樹等の公共空間における緑地の整備に加え、屋上緑化や壁面緑化など多様な手法による公共空間や民有地の緑化等を進めるとともに、このような都市の緑と水辺空間のネットワークの形成を促進します。

### 水道水を活用したミスト散布<sup>\*</sup>の普及推進

市域に張りめぐらされた水道システムのネットワークとしての特性を活かした水道水ミスト散布の普及促進を図ります。

## (3) 低炭素型産業の育成

大阪市には、これまでの公害対策やごみ処理・水処理などの環境対策を進める中で蓄積された様々な環境技術があります。また、関西エリアには電池産業などが集積し、こうした技術を支える中堅・中小企業が多く立地しています。

このような特性を踏まえ、官民連携で環境技術の需要創出やショーケース化を進め、環境・エネルギー産業などの振興をとおして経済の活性化を図ることとし、「環境と経済の好循環」のもとでの低炭素社会の構築を進めます。

### 公共施設での新技術導入による需要拡大（再掲）

本市公共施設において、太陽光発電やLED照明等の新技術を率先的に導入し、需用の拡大を図ります。

### 環境技術の開発促進など

太陽光発電や二次電池などについて、大学や研究機関の持つ新たな技術シーズから革新的な新製品を生み出すための連携体制の構築に取り組みます。また、環境関連技術の開発や企業間連携、販路開拓等を支援し、中小企業の強みを活かした市場参入を促進します。

公用車へのEV導入等を進めるとともに、産官学連携のもとで、大阪発のEV関連技術の研究開発への支援等を行うことにより、EVの普及促進及び市場の拡大を図ります。

### 環境技術・都市インフラの輸出

大阪の上下水道、環境技術などをパッケージとして捉え、「(仮称)大阪市水・環境技術海外展開推進機構」の設立により、優れた個別要素技術を持つ大阪・関西企業との連携を強化することで、海外の水・環境問題の解決とともに、大阪・関西経済の発展に貢献します。

国連環境計画(UNEP)や、これを支援する公益財団法人地球環境センター(GEC)とも連携しながらアジア諸国などでのニーズ調査等を行います。

### 関西エコビジネスツアーの創設

環境関連施設をめぐるエコビジネスツアーを創設します。このツアーは主にアジア諸国などを対象に、最新技術などの見学、体験とともに商談なども可能なものとし、京都や神戸、堺などと広域連携のもとで進める観光施策にも組み込むものとします。



### 3 CO<sub>2</sub> 排出削減の新たな仕組みづくり

今後、全市をあげて大幅なCO<sub>2</sub>削減に取り組むには、市・市民・事業者など全ての主体が責任と役割を持ち、市民協働や広域連携などのもとで取組を進める必要があります。そのため、地球温暖化対策の制度化や自治体間連携によるCO<sub>2</sub>削減の仕組みづくりなどについて検討を進めます。

#### 施策の方向

#### (1) 地球温暖化対策の制度化 【「地球温暖化対策条例（仮称）」の制定】

温室効果ガス排出量25%以上の削減をめざし、次の内容などを検討します。

責務等の明確化

- ・市、市民、事業者の責務の明確化
- ・市民協働の重要性

地球温暖化問題の解決に向けた大阪市の率先行動

オフィスビル等におけるCO<sub>2</sub>排出削減

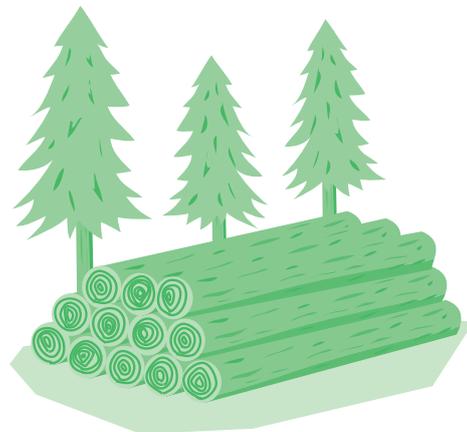
再生可能エネルギーの導入促進

#### (2) 関西圏の他の自治体との連携

関西圏の他の自治体と連携・協働した取組を進め、圏域における一層のCO<sub>2</sub>削減と発展を進めます。

#### (3) 国産木材の活用によるCO<sub>2</sub>削減

山間部の自治体と広域的に連携することなどにより、国産木材の利用促進をとおしてCO<sub>2</sub>を削減する仕組みを構築します。



## 第2節 循環型社会の形成

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は大量廃棄型の社会を招き、こうした活動様式は化石燃料などを中心とした天然資源の枯渇への懸念や地球温暖化などの地球規模での環境問題にも密接に関係しています。

大阪市では、近年、ごみ処理（焼却）量は減少していますが、環境問題の解決に向けては、ごみの発生そのものを抑制し、再使用・再生利用を促進する必要があり、そのため、私たち一人ひとりがこれまでの生活のあり方を見直し、自主的・積極的にごみ減量・リサイクルに取り組むとともに、市民・事業者とのより一層の連携と協働により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された持続可能な循環型社会の形成をめざします。

### 循環型社会の形成に向けた目標

市域のごみ処理量を 110 万トンとする目標を早期に達成するとともに、100 万トン以下とする新たな目標を設定します。

## 1 一般廃棄物対策の推進

大阪市では、これまでも、市民・事業者とともに「3R」特に上流対策として「2R」の取組を推進してきましたが、今後もこの方針を踏襲し、行政の率先した取組とともに、市民・事業者との連携・協働によるごみ減量・リサイクルの取組を進めます。

### 施策の方向

#### (1) 3R の推進

3R（「さんアール」または「スリーアール」と呼ばれています）とは、ごみ減量・リサイクル推進のためによく使われる言葉で、ごみの減量のための取組である

「発生抑制」= Reduce(リデュース)・・・ごみを出さないようにする

「再使用」= Reuse(リユース)・・・使えるものは何度も使う

「再生利用」= Recycle(リサイクル)・・・ごみとせず資源として利用する

の、英語の3つの頭文字“R”をとって使われています。

大阪市は、これら3つの“R”の取組を推進しますが、できるだけ新たなエネルギーや天然資源、コストを投入せずにごみ減量を進めるという観点から、特に優先課題とされる上流対策の2R〔Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)〕を推進します。



### 環境教育・普及啓発の推進

小学校や地域などにおける、ごみの減量・リサイクル等についての学習を進めるとともに、ごみ焼却工場等の見学をとおした意識啓発を進めます。

また、地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）等との連携のもと、市民・事業者・NPO との協働によるごみ減量・リサイクルの取組を進めるとともに、広報媒体やホームページを活用した情報発信や、区民まつり等の各種イベント、リサイクルプラザ等の啓発施設等においてごみ減量・リサイクルの取組の普及啓発を進めます。

### 費用負担の適正化

ごみ処理事業の一層の効率化を図り経費の縮減に努めながら、ごみ処理原価を基本としつつ、他政令指定都市等の状況を考慮したごみ処理手数料の見直しについて検討します。

### 焼却工場搬入の適正化

焼却工場に搬入されるごみの中には、産業廃棄物や紙ごみ等の資源化可能なものが一部含まれていると考えられることから、展開検査の推進など検査体制の強化により、産業廃棄物については適正処理ルートへの誘導をはかるとともに、資源化可能な紙ごみ等については、資源化を促進するため焼却工場への搬入を禁止するなどの対応を検討します。

### 大阪市役所におけるごみ減量の推進

事業者でもある大阪市の関連施設において、より一層のごみ減量とリサイクルの取組を推進します。

## (2) 連携と協働の推進

ごみ減量・リサイクルの主役であり実践者でもある市民・事業者との連携やコミュニケーションの活性化に努め、協働で取組を進めます。

また、昼夜間人口比率の高さなど大阪市の特性を踏まえて、市外からの通勤・通学者や観光客等「多様な市民」への啓発と連携にも取り組みます。

### 家庭系ごみの減量推進

廃棄物行政の拠点である環境事業センターが主体となって、ごみゼロリーダーとの密接な連携のもと、市民・事業者・NPO との連携・協働によるごみ減量・リサイクルの取組を推進します。また、資源ごみ等の分別排出の促進をはじめ、各戸回収方式による資源集団回収団体の拡大や、紙パック等の拠点回収の拡大に努めます。

### 事業系ごみの減量推進

排出事業者にごみ減量・リサイクルに関する普及啓発や情報提供を行い、排出事業者と協働した事業系ごみの適正区分・適正処理を推進するとともに、特定建築物<sup>\*</sup>の所有者や管理者に対するごみ減量指導や表彰等を実施するなど、事業系ごみの減量化を推進します。

#### (3) 環境への配慮

3Rの推進による資源の循環利用を通じて、温室効果ガスの排出を抑制することが緊急かつ重要な課題となっています。

ごみ減量・リサイクルの推進にあたり環境への影響に十分配慮するとともに、ごみの収集輸送、中間処理、最終処分といったあらゆる過程において、環境負荷の低減に努めます。

#### (4) 適正処理の推進

市民・事業者との連携・協働した3Rの取組を進めたうえで最終的に排出されるごみについては適正な処理処分を行うことが必要であり、そのための安全かつ安定した処理処分体制の維持と環境負荷の低減に努めます。

## 2 産業廃棄物対策の推進

市域で発生する産業廃棄物の量は、経年的には減少しているものの、2008（平成20）年度において554万トンと推計されており、依然として大量の産業廃棄物が発生しています。事業者には、排出された産業廃棄物の適正処理はもとより、循環型社会形成のため、産業廃棄物の発生抑制と再利用・再生利用による排出量及び最終処分量の減量が求められています。

### 施策の方向

#### (1) 新たな減量目標の達成の取組

国や大阪府の動向を踏まえ、市域の産業廃棄物を削減するための計画を早期に策定し、新たな減量目標の達成に向けた取組を進めます。

#### (2) 減量化・適正処理の推進

これまでも産業廃棄物の排出・収集運搬・処分に関わる事業者に対して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づく規制等を行っていますが、今後とも産業廃棄物の減量化・適正処理に向けた指導を強化します。



### (3) PCB\* 廃棄物の適正処理

大阪市域において PCB 廃棄物を処理している日本環境安全事業(株)の事業が適正に行われるよう監視指導を行い、「大阪市 PCB 廃棄物処理事業監視委員会」を通じた情報公開などにより、市内の PCB 廃棄物の早期の適正処理を図ります。

また、PCB 廃棄物を保管している事業者等に対し、適正な管理や保管、処理について監視指導を実施するとともに、微量 PCB 汚染廃電気機器等の把握に努めます。

## 3 資源循環の推進

物の生産、流通、消費、廃棄の各段階で資源の循環利用に配慮し、天然資源の消費を抑制するとともに、水資源の効率的利用・循環利用を促進します。

さらに、ごみ処理や下水処理における未利用エネルギーの一層の活用を図り、エネルギー循環を推進します。

### 資源循環の新たな取組

「循環型社会形成推進条例(仮称)」を制定し、市民等との協働によるリサイクルを中心とした資源循環の取組等を推進するとともに、幅広く環境活動に取り組む「市民会議(仮称)」を新たに設立し、市民協働のもとでごみ減量を推進します。また、新たにレアメタル等を含む廃小型家電など小物金属類の分別収集に取り組み、その再資源化を図るとともに、自治体連携のもと、広域的な処理をめざします。さらに、剪定枝などの植物性廃棄物についても堆肥化・再利用を進めます。

### 健全な水循環の構築

公共施設における雨水の有効利用や、下水高度処理水のせせらぎへの活用等により、健全な水循環を構築します。

### 都市インフラ等の有する未利用エネルギーの活用(再掲)

ごみ焼却工場や下水処理場、河川などの都市インフラ等が有する未利用エネルギーの一層の活用を図ります。

### グリーン購入の推進

グリーン購入方針に基づき、本市施設において再生品など環境負荷の低減に役立つ物品や役務の調達を進めます。

### 第3節 快適な都市環境の確保

大阪市では、これまでも大気汚染や水質汚濁などの環境汚染対策やヒートアイランド対策、緑化の推進など快適な環境づくりに関する施策を進めてきました。その結果、市域の環境は大きく改善するなどの成果をあげてきましたが、今後もこうした快適な環境をつくるための施策を進めていく必要があります。また、風・水・緑などの活用により、水都再生と自然共生社会をめざしていくことが必要です。

#### 快適な都市環境の確保に向けた目標

「大阪市緑の基本計画」の目標を達成します。  
年平均気温の上昇傾向を抑え、熱帯夜日数の増加を食い止めます。  
環境基準などを100%達成します。

※環境基準など：環境基準と本市環境保全目標

#### 1 都市環境の創造

都市において、最も身近に感じられる自然である水辺空間や緑地は、人々に潤いと安らぎを与える貴重な空間であるほか、生き物の生息・生育空間となっています。また、ヒートアイランド現象を緩和するなど都市環境を改善する機能も有しており、河川は、天神祭の船渡御のように歴史的・文化的に重要な役割も果たしています。こうしたことから、水辺空間や緑地といった自然の保全と創造に取り組む必要があります。

また、大阪市は都市化が高密度に進んでおり、生き物の生息・生育空間の少ない都市となっていますが、私たち人類は多様な生き物の恩恵を受け、他の生き物とのつながりの中で生きていることから、水辺空間や緑地の保全と創造にあわせて、生物多様性<sup>\*</sup>の保全と持続可能な利用に向けた大都市ならではの取組を進めていくことが必要です。

#### 施策の方向

##### (1) 水辺空間の保全と創造

“水の都”と称される大阪では、古くから多くの河川が整備されています。特に市の中心部では、堂島川、土佐堀川、木津川、道頓堀川、東横堀川により回遊性のある特徴的な「水の回廊」が形成されており、近年、その回廊を中心として船着場や遊歩道の整備、護岸の緑化、水辺に親しむイベントの開催など水辺を活かした整備や賑わいづくりが進められています。

こうした水都の特徴を活かし、今後、水環境関連部局と区役所で新たに「(仮称)水環境協働推進会議」を設置し、市民などへの水環境保全・創造と協働の推進に関する積極的な情報発信と取組を進めます。



### 河川周辺の整備の促進

水辺に親しめるような遊歩道を整備するなど水都の再生を図り、魅力ある街づくりの中核として水辺環境づくりを総合的に推進します。

### 港湾地域の整備の促進

大阪港の水際線沿いにおいて、空間の保全、ウォーターフロントの特性を活かすことにより、市民や港を訪れる人々が憩い、集い、自然を感じることでできる魅力ある港湾地域の整備を推進します。

### 下水の高度処理水の活用

都市の貴重な水源である下水の高度処理水を環境用水として活用するほか、せせらぎなどの修景施設に活用します。

## (2) 緑の保全と創造

大阪市では、レクリエーションの場の提供やヒートアイランド現象の緩和などの都市環境の改善、快適でうるおいのあるまちづくりなどを実現するため、これまで公園や街路樹等の公共空間の緑化のみならず、民有地や建造物等の緑化にも取り組んできました。今後より一層、緑の保全と創造を進めるため、市民との協働のもと花と緑のまちづくりにつながる施策を進めます。

### 公共空間や民有地の緑化の推進

市民が安全・安心で快適に生活を営むことができるよう、公園などの公共空間のほか、民有地においても緑化を進めます。

### 建造物等緑化の推進

屋上緑化や壁面緑化など多様な手法を用いて公共施設において緑化を進めるほか、民間建造物等においても緑化を推進します。

### 市民が主体となった花と緑のまちづくりの推進

市民が主体となった花と緑あふれるまちづくりを推進するため、市民の参画・協働を促すための普及啓発や人材育成と活動支援を並行して進めることにより、従来の枠組みにとられない、主体的かつ継続的に花と緑のまちづくりを担えるコミュニティづくりを進めます。

### (3) 生物多様性の保全と持続可能な利用

大阪市は都市化が高密度に進んだため、生き物の生息・生育空間の少ない都市となっていますが、上町台地等の緑地や淀川河口の干潟、渡り鳥の貴重な中継地となっている南港野鳥園などでは、貴重な自然が存在しています。

生物多様性の保全と持続可能な利用には、こうした貴重な自然の保全とともに、水や緑を活用したまちづくり、市民協働のもとでの取組が重要であり、そのための施策を進めます。また、生物多様性の意義や重要性についての市民意識の向上が不可欠であることから、普及啓発にも取り組みます。

#### 生物多様性の観点からの緑・水辺空間の保全と創造

緑地や水辺空間の保全とともに、生物多様性の観点から、市域に残された自然と学校、公園などの緑と河川などの水辺空間のネットワークづくりを進め、多様な生き物が息づく豊かな都市環境づくりに取り組みます。

#### 自然とのふれあい・学習の促進

動植物園や自然史博物館などの本市施設において自然環境を活用した学習会やイベント等を実施することなどにより、市民等が生物多様性について学び、自然とふれあう機会の拡充を図ります。また、大阪城公園など市域の生き物環境を保全、育成、活用する活動を推進します。

#### 生物多様性地域戦略の策定

市域の特性を踏まえた生物多様性の保全・活用の取組に加え、淀川流域や生駒山系など市外の自然環境との広域的な連携を視野に入れた取組などをまとめた「生物多様性地域戦略」の策定を進めます。

### (4) 都市景観の保全と創造

大阪市の多様な景観特性を引き出し、発展させ、また新しい景観上の資産を創ることにより、「アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくる」ことを基本的な目標に、景観法に基づいた景観施策の推進を図ります。



## 2 ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド現象は、長期にわたる都市化の進展が原因となっていることから、人工排熱の低減、道路や建物等からの放熱の抑制に長期的・計画的に取り組む必要があります。

また、市の西部臨海部は、海風の影響により東部に比べて涼しい状況にあり、この涼しい海風を活かして、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、“風の道”に配慮したまちづくりを推進します。

### 施策の方向

#### (1) 人工排熱の低減

エアコンの冷房負荷の増加が、さらに人工排熱を増加させるという悪循環が生じています。冷房負荷の増加は、エネルギー使用量の増加による地球温暖化も助長しています。このことから、省エネルギーの推進などにより人工排熱の削減を図ります。

##### 建築物からの排熱の抑制

公共施設において率先して省エネルギー・省CO<sub>2</sub>化や再生可能エネルギー<sup>\*</sup>の活用を進めるとともに、民間建築物に対しては新增改築時における対策の導入を促進し、建築物の環境性能<sup>\*</sup>の向上を図ります。

##### 自動車からの排熱の抑制

次世代自動車<sup>\*</sup>等の普及促進や公共交通機関の利用促進、道路の整備や改良など道路交通の円滑化、エコドライブなど環境にやさしい自動車利用の推進、荷主・運送事業者と連携した物流のグリーン化の促進などにより自動車からの排熱の削減を図ります。

##### 温度差エネルギー<sup>\*</sup>の活用促進

河川水や海水、地中熱<sup>\*</sup>などの温度差エネルギーの利用を促進し、人工排熱の排出を抑制します。

##### 水道水ミスト散布<sup>\*</sup>の普及促進

粒径が20～30マイクロメートル程度の微細な水滴にして水道水を散布するドライ型ミストの普及を促進させ、クールスポットを形成し、建築物周辺における熱環境の改善を図ります。

また、ビル屋上などの高所から従来のドライ型ミストと比較して大きな粒径でミスト散布を行い、より広範囲の冷却を行う大規模ミスト散布の普及を促進させ、クールスポットのネットワークを形成し、地域の熱環境の改善を図ります。

## (2) 道路や建物等からの放熱の抑制

地表面や建物表面の高温化を抑制するため、緑を活用するほか、地表面の保水化などの対策や、水の気化熱を利用した取組を進めます。

### 緑化などの推進（一部再掲）

公共空間や民有地の緑化とともに、市民協働による打ち水や緑のカーテン・カーペットづくり等の普及拡大を図ります。

### 建物や道路の高温化の抑制

事業者がヒートアイランド対策を推進するための仕組みをつくるとともに、舗装技術を活用した路面温度低減対策を進めます。また、モデルゾーンを設定し、道路散水システムの実証実験に取り組みます。

### 水資源の有効活用

都市の貴重な水資源である下水の高度処理水をせせらぎなどに活用します。

## (3) “風の道” に配慮したまちづくり

ヒートアイランド対策の1つに「風」の活用を位置付け、「水と緑に包まれ心地よい風が流れる環境先進都市大阪」をめざして、長期的な視点で大阪湾からの涼しい海風を活用する施策を進めます。

### 風通しのよいまちをつくる

海風が吹き抜けるオープンスペースを確保するため、地区レベルでの海風の誘導、敷地レベルでの通風の確保を進めます。

### 涼しい「風」を保つ

自然や環境技術を活かして、涼しい海風が暖められることのないまちを形成するため、生物多様性につながる緑化の推進、道路や建物等からの放熱の抑制、水の活用（路面散水設備の実証実験）を進めます。

### 協働と連携を強化する

市民や企業、近隣自治体とともに官民一体となって施策を推進するため、市民・企業との協働の重点化、民間の新たな技術開発の支援、大阪府や近隣自治体との連携を図ります。

### クールゾーンの設定

次の6地域をクールゾーンに設定し“風の道”を「見える化」します。

- ・梅田ゾーン：大阪の北の玄関にふさわしいターミナル周辺での快適空間づくり
- ・中之島ゾーン：水都大阪のシンボルである河川を活かした快適空間づくり
- ・本町ゾーン：東西道路に沿って風が通るオフィス街での快適空間づくり
- ・心斎橋（長堀通）ゾーン：長堀通に吹く風を活かした多くの人で賑わう地区での快適空間づくり
- ・道頓堀ゾーン：河川沿いに整備された遊歩道を活かした風を感じる快適空間づくり
- ・天王寺ゾーン：風が流れる公園やターミナル周辺における快適空間づくり



### 3 都市環境の保全と改善

大阪市ではこれまで、安全で健康かつ快適な都市環境を確保するため、大気や水環境等における環境基準の達成に向けた施策に取り組んできました。

この結果、市内の大気や河川・海域の水質は大きく改善されてきましたが、環境基準が達成できていない項目も残されています。また、悪臭や騒音など身近な生活環境に関する苦情も近年1,200～1,500件程度寄せられています。

快適な環境づくりを進めるには、今後も環境汚染対策など環境保全の取組を進める必要があります。

#### 施策の方向

##### (1) 大気環境の保全と改善

これまで工場等の固定発生源対策や自動車排出ガス対策、アスベスト対策などを進めてきましたが、PM2.5対策など新たな課題を含め、今後も大気汚染対策を進めます。

##### 工場等固定発生源対策の推進

大気汚染防止法等に基づき、工場等の固定発生源において、窒素酸化物や硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、揮発性有機化合物などの大気汚染物質の排出抑制対策を推進します。

##### 自動車排ガス対策の推進

大気環境の改善をめざし、次世代自動車等の更なる普及促進をはじめ、道路管理者との連携のもと交通流の円滑化などの交通環境対策を実施し、環境基準の達成・維持を図ります。

また、排ガス規制の強化、次世代自動車等の技術開発・普及支援等を国へ要望していきます。

##### アスベスト対策の推進

アスベスト（石綿）は天然に産する繊維状の鉱物で、耐熱性等に優れていることから建材等に広く利用されてきました。しかし、その繊維が極めて細く、人が吸入すると長い潜伏期間を経て石綿肺、悪性中皮腫、肺がん等を発症するおそれがあり、1975（昭和50）年以降規制が強化されています。

大阪市内には耐火被覆材としてアスベストが吹き付けられた建築物が多く残っており、これらの建築物の解体工事等における飛散防止対策を推進します。

また、大気環境中のアスベストの状況を把握するため環境モニタリングを実施します。

##### 大気環境の監視と調査研究

新たに環境基準が設定されたPM2.5を含め大気環境の監視を行うとともに、大気環境の保全のための調査研究を進めます。

## (2) 水環境の保全と改善

水環境の保全・改善のため、これまで下水の高度処理や上流域と連携した取組を進めてきており、今後もこうした対策を進めます。また、水都再生に向け、市民の水環境への関心を高める施策を進めます。

### 下水道の高度処理及び合流改善の推進

大阪湾の赤潮の原因となる窒素やリンを除去するため、各下水処理場における下水の高度処理を推進します。

また、現在の下水道は汚水と雨水を同じ下水管で処理する合流式となっており、雨天時には汚水の一部が河川などに排水され、水質汚濁の一因となっていることから、合流式下水道の改善を推進します。

### 関係自治体との広域的な連携の促進

淀川水系をはじめ、神崎川や大和川水系において流域ごとに設置されている関係自治体との協議会を通じて、上流域における生活排水対策や下水道整備の促進など上下流一体となった取組を推進します。また、瀬戸内海や大阪湾の水質保全を図るため、「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」をはじめとする各種協議会を通じた水質保全対策を推進します。

### 工場等の排水規制の促進

下水道法や水質汚濁防止法、大阪市下水道条例等の法令の対象となる工場等に対する規制指導を徹底します。

### 水環境の監視モニタリング

市内の主要な河川及び海域において、環境監視を行い水質の状況を把握します。

### 水環境への関心を高める取組

市内河川の魚類の生息状況調査結果を啓発に活用するなど、市民の水環境に対する関心を高める取組を進めます。

## (3) 地盤環境の保全

これまで地盤沈下については、地下水の揚水規制等を、また、地下水・土壌汚染については、地下水汚染の監視、土壌汚染調査・対策の規制・指導等を実施してきました。

今後もこうした施策を進め、地盤沈下の未然防止と地下水・土壌汚染による環境リスク<sup>\*</sup>の低減を図ります。



#### (4) 生活環境の保全と改善

市民から寄せられる生活環境に対する苦情のうち騒音、振動、悪臭に関する苦情が約75%を占めています。大阪市では、苦情解決のため発生源に対する規制指導等を行っていますが、今後もこうした取組を進めます。

##### 工場等の騒音・振動対策の促進

工場・事業場に対して、騒音規制法等に基づく規制指導を強化するとともに、建設作業に対しては、低騒音型の機械・工法の採択、周辺住民への事前説明等を指導し、騒音・振動公害の未然防止を図ります。

##### 道路騒音対策の促進

夜間の騒音が73デシベルを超える住居がある区間等の縮小や、幹線道路沿道住居における環境基準達成率の上昇を図るため、道路管理者等の関係機関と連携して低騒音舗装の敷設等の道路構造対策や環境施設帯の整備等の沿道対策等を推進します。

#### (5) 化学物質対策の推進

ダイオキシン類<sup>\*</sup>やPCB<sup>\*</sup>については、「ダイオキシン類対策特別措置法」や「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、本市においてもこれらの法令に基づいた対策を推進しています。今後もこうした取組を進めるとともに、化学物質に関する市民の理解を深めます。

##### ダイオキシン類対策の促進

大気、水質、底質及び土壌についてダイオキシン類濃度の状況を監視し、その結果をわかりやすく情報提供します。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」等に定める排出基準の遵守や、施設の適正な維持管理について規制指導を徹底します。

##### PCB対策の促進（再掲）

大阪府域においてPCB廃棄物を処理している日本環境安全事業(株)の事業が適正に行われるよう監視指導を実施するとともに、PCB廃棄物を保管している事業者等に対し、適正な管理や保管、処理について監視指導を行います。

また、環境中のPCBの状況を把握するため監視を行います。

##### 化学物質の管理の促進

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の対象事業者に対し、環境中への化学物質の排出量の把握等に関する助言を行うほか、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制や、化学物質の適正な管理等についての指導を行います。また、排出量データ等を公表し、化学物質に関する市民の理解を深めます。

## (6) 公害健康被害の救済等

1988(昭和63)年3月「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正法施行により新たな健康被害者の認定が行われなくなりましたが、既存の被認定者に対する補償給付等は、この法律に基づいて継続して実施していきます。

### 公害健康被害の補償等の実施

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく認定の更新や定期診査等の実施、医療費等の補償給付を継続します。また、指定疾病により損なわれた被認定者の健康の回復・保持及び増進を図ることを目的とし、リハビリテーション、転地療養事業等の公害保健福祉事業に取り組みます。

### 健康被害予防事業の実施

大気汚染の影響による健康被害を予防するため、健康相談事業や健康診査事業、機能訓練事業等の環境保健事業を継続実施していきます。

### 健康影響調査の実施

国において実施している、大気汚染と健康状態との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を早期に講じるための環境保健サーベイランス調査に今後も参画します。



### 第3章

### すべての主体の参加と協働

## 第1節 すべての主体の参加と協働

地球温暖化問題や資源・エネルギー問題などをはじめとする今日の環境問題には、市民生活や企業活動が大きく関わっており、環境基本計画の目的とする「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」を実現するためには、市民・事業者・行政・NPO等が主体的に参加し各々の役割に応じた取組を協働のもとで進める必要があります。

そのため、すべての主体が環境問題について関心を持ち、正しく理解し、意識を高めること、環境問題の解決に向けた行動を実践すること、環境への影響を未然に防ぐ取組を進めること、さらには個々の主体が持つ知識や技術などを広く活用することをめざした取組を進めます。

### 1 環境教育・啓発の推進

日常生活や事業活動が環境に及ぼす影響について、様々な機会を利用して啓発や環境教育・学習を行うとともに、正しい情報を提供・発信することにより市民・事業者の環境意識を高めていきます。

#### 環境教育・学習の推進（再掲）

本市の環境学習関連施設において、より充実した環境学習事業を展開するとともに、NPOや各種団体等が実施する環境学習事業を支援するなど、市民・事業者等の環境意識の高揚に努めます。また、市民やNPO等と連携し、市民や事業者の取組のリーダーとなる人材の育成に努めます。

また、次の世代が、環境に配慮した行動を行えるよう、小中学校で大阪独自の「おおさか環境科（仮称）」に取り組み、地球温暖化や生物多様性<sup>\*</sup>などについての環境教育を進めます。さらに、生涯学習分野における環境教育の拡充を図ります。

#### 環境情報提供の推進

環境問題について理解するためには、環境に関する正しい情報が必要なことから、環境白書をはじめとした様々な情報の提供・発信を進めます。

### 2 すべての主体による環境保全・創造行動の展開

CO<sub>2</sub>の排出削減等を進めるには、これまでの生活や事業活動を見直し、省エネルギーや省資源、自然との共生など環境の保全と創造に配慮した生活、事業活動を実践することが必要です。

そのため、環境への取組がメリットを生む仕組みや、市民・NPO等とのパートナーシップづくりを進めます。

#### 市民や事業者の環境活動へのインセンティブづくり（再掲）

市民や事業者の環境活動への参加が利益として還元されるエコポイント制度を創設します。また、環境活動に取り組む地域の商店街などでエコポイントによる消費を創出することにより地域経済の活性化を図ります。



### 「見える化」機器の活用推進（再掲）

家庭でのエネルギー使用量やその金額などを「見える化」する機器を活用することによる啓発に取り組みます。こうした取組で、省エネルギー・省CO<sub>2</sub>行動による光熱費の節約効果などを分かりやすく示すとともに、エコポイント制度との連動により、一層の行動促進を図ります。

### 「市民会議（仮称）」の設立によるパートナーシップづくり（再掲）

大阪市域では、すでに多くの市民・事業者・NPO等が様々な環境保全・創造行動に取り組んでいます。幅広く環境活動に取り組む「市民会議（仮称）」を新たに設立し、市民・事業者・行政・NPOの協働のもとでの取組を進めます。これらの取組を全市的に展開し、市民・事業者・行政・NPO等によるパートナーシップの構築に取り組みます。

## 3 環境配慮の推進

環境基本計画の理念を実現するためには、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、事業の計画段階から適切な環境配慮がなされることが必要であり、そのため環境影響評価制度の充実を図ります。

## 4 環境をとおした広域連携・国際協力

地球温暖化をはじめとする環境問題は、ひとつの自治体のみで解決できるものではなく、広域連携のもとで対策を推進する必要があることから、関西圏の他の自治体と連携・協働した取組を進めます。

大阪市には、これまで公害対策やごみ処理、上下水道整備などで先駆的な環境施策に取り組んできた過程で様々な環境技術が蓄積されています。大阪市では、こうした技術を活用して環境分野における国際協力を進めてきましたが、今後は、こうした国際協力とともに、環境技術の海外輸出に向けた取組を進めます。

### 国産木材の活用をとおした広域連携

大阪市が山間部の自治体と広域的に連携することなどにより、国産木材の利用を進めるための仕組みをつくり、こうした取組をとおしてのCO<sub>2</sub>削減や環境教育の推進を図ります。

### 大阪の環境技術の海外輸出

大阪の上下水道、環境技術などをパッケージとして捉え、「（仮称）大阪市水・環境技術海外展開推進機構」の設立により、優れた個別要素技術を持つ大阪・関西企業との連携を強化することで、海外の水・環境問題の解決とともに、大阪・関西経済の発展に貢献します。

## 3章

参加と協働  
すべての主体の

### 国連関係機関への協力・支援

大阪市では、環境分野における国際交流を推進するため「国連環境計画 (UNEP) 国際環境技術センター (IETC)」を鶴見区鶴見緑地公園に誘致し、この UNEP-IETC を支援するため、(公財)地球環境センター (GEC) を設立しており、今後も、開発途上国の環境問題の解決に協力していきます。

### 開発途上国・地域等との交流とその支援

国際協力機構 (JICA) と協力して途上国からの研修生を受け入れ、大阪시가これまで蓄積してきた環境保全技術やノウハウを活用した各種研修を実施しており、これらの取組を充実強化することにより、途上国における環境負荷の低減を支援していきます。

## 第2節 大阪市の率先行動

大阪시는、市が行う事務事業により市域の温室効果ガス総排出量の約 6% を排出するなど市内有数の事業者であることから、これまでも様々な取組を実施しています。今後も市民・事業者に率先して環境に配慮した行動を一層実践していきます。

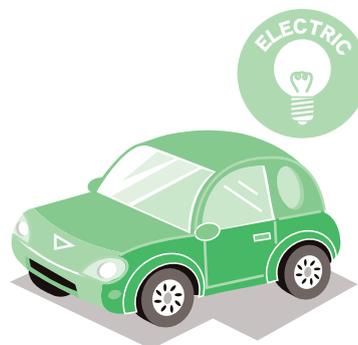
庁内環境保全行動の推進

市の事務事業に伴う温室効果ガスの削減

グリーン購入の推進

市設建築物における環境配慮の推進

EV などの率行的な導入





第4章  
計画の推進

## 1 計画推進の基本的考え方

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等を点検・評価し、施策の見直しを行い、継続的な改善を進めるいわゆる PDCA 手法によることを基本とします。

そのため、施策の進捗状況を把握するほか、市域から排出される温室効果ガスの総排出量や部門別の CO<sub>2</sub> 排出量などを定期的に算定し、これらをもとにした評価を行います。また、評価結果については環境白書などで公表します。

## 2 計画の推進体制

### (1) 市民等との連携による推進

市・市民・事業者・NPO 等との連携と協働のもとで取組を進めるため、幅広く環境活動に取り組む「市民会議（仮称）」を新たに設立します。

### (2) 庁内推進体制

市長を本部長として新たに設置する「環境未来創造推進本部（仮称）」のもと、市民協働や官民協働、規制とインセンティブ・誘導、環境技術の普及に向けた投資、周辺自治体との広域連携などの取組に重点を置き、様々な環境施策を積極的に推進します。

### (3) 周辺自治体との連携による推進

本市をはじめ、関西の発展に貢献してきた京都市、神戸市、堺市の4市が持続的な発展が可能となる低炭素・循環型・自然共生社会を構築するため、連携・共同して地球温暖化を防ぐ取組を先駆的かつ積極的に推進するなど周辺自治体との連携をとって施策の推進を図ります。